磯名一一三九、四一四四の四・字ヨメガシワ一一五〇・一一五二・一一五四の二・四一五二の二・字カヤノ畝一一五五から一一五九まで・字カモ荒四二三四の五・四二三四の一三・四二三四の七五・四二三四の一三六（以上十四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県長岡郡大豊町西峰字黒松ノ畝三三五一、三三五二の一から三三五二の四まで、四九〇二の二、四九〇三の一、字三谷川三三五九、三三六一の一、三三六一の二、字三谷郷三三六二、字セゴノ谷三三六五の四、字下タヲモアレ五〇二〇、字ヲモアレ三八五三の二（次の図に示す部分に限る。）、三八五八、三八六〇、字モミノ向イ五〇一九（次の図に示す部分に限る。）、字イチミヤシキ五〇二二の一、五〇二二の三、五〇二三の一、五〇二三の二、五〇二三の四、五〇二三の五・五〇二四の四・五〇二六・五〇二七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字長アレ四二六四の一、字カンバノ内四二六五の四、字ツカノヲ五〇三四の一、字ナカノヲ五〇四五の四、字ニロ畝五〇四三の一、字光石五〇五四の二、五〇五四の三、五〇五五の一、五〇五五の三、字カモ荒四二三五の三、四二三五の四、四二三五の一六、字ハギノヤスバ四二三八の二から四二三八の四まで、字ヒビ山五〇六六の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字黒松ノ畝三三五二の一から三三五二の四まで・四九〇二の二・字三谷川三三五九・三三六一の一・三三六一の二・字三谷郷三三六二・字セゴノ谷三三六五の四・字下タヲモアレ五〇二〇・字ヲモアレ三八五三の二・三八五八・三八六〇・字モミノ向イ五〇一九・字イチミヤシキ五〇二二の一・五〇二二の三・五〇二三の一・五〇二三の二・五〇二三の四・五〇二四の四・五〇二七（以上二十二筆について次の図に示す部分に限る。）、五〇二六、字長アレ四二六四の一・字カンバノ内四二六五の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字ツカノヲ五〇三四の一・字ナカノヲ五〇四五の四・字ニロ畝五〇四三の一・字光石五〇五四の二・五〇五四の三・五〇五五の一・五〇五五の三・字カモ荒四二三五の三・四二三五の四・四二三五の一六・字ハギノヤスバ四二三八の二から四二三八の四まで・字ヒビ山五〇六六の三（以上十四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県幡多郡大月町樫ノ浦字鹿越三四四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字黒松ノ畝三三五二の一から三三五二の四まで・四九〇二の二・字三谷川三三五九・三三六一の一・三三六一の二・字三谷郷三三六二・字セゴノ谷三三六五の四・字下タヲモアレ五〇二〇・字ヲモアレ三八五三の二・三八五八・三八六〇・字モミノ向イ五〇一九・字イチミヤシキ五〇二二の一・五〇二二の三・五〇二三の一・五〇二三の二・五〇二三の四・五〇二四の四・五〇二七（以上二十二筆について次の図に示す部分に限る。）、五〇二六、字長アレ四二六四の一・字カンバノ内四二六五の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字ツカノヲ五〇三四の一・字ナカノヲ五〇四五の四・字ニロ畝五〇四三の一・字光石五〇五四の二・五〇五四の三・五〇五五の一・五〇五五の三・字カモ荒四二三五の三・四二三五の四・四二三五の一六・字ハギノヤスバ四二三八の二から四二三八の四まで・字ヒビ山五〇六六の三（以上十四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県宿毛市橋上町坂本字小川山四六八の一一、四六八の四〇、四六八の四三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県松阪市飯高町森字宇藤木山一九七九の四、字布引一九九二の五、字布引山一九九三の一から一九九三の七まで、一九九三の一七、一九九三の二二まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字布引山一九九三の一七・一九九三の二一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県熊野市木本町字太尾一二七九の二（次の図に示す部分に限る。）、一二七九の二の一、一二八二字尾頭一二九〇、一二九〇の一、字平島一二九一・一三〇二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一二九二から一二九八まで、一二九九の一、一二九九の二、一三〇〇、一三〇一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）